

第37号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和5年5月10日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

府中市長 高野 律 雄

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

府中市都市計画税条例（昭和31年6月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

付則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

付則第19項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第33項、第34項若しくは第36項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第32項、第33項、第35項若しくは第46項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の府中市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第19項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第46項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

新	旧
付 則	付 則
1～4 省 略	1～4 省 略
（法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例割合）	（法附則第15条第33項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例割合）
5 法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の1とする。	5 法附則第15条第33項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の1とする。
（法附則第15条第33項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準の特例割合）	（法附則第15条第34項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準の特例割合）
6 法附則第15条第33項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第34項に規定する市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の2とする。
7～18 省 略	7～18 省 略
19 法附則第15条第1項、 <u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第32項、第33項、第35項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第32項」とあるのは「若しくは第32項又は</u>	19 法附則第15条第1項、 <u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第33項、第34項若しくは第36項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第32項」とあるのは「若しくは第32項又は附則第15</u>

新	旧
<p>附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>20～21 省 略</p>	<p>20～21 省 略</p>
<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p>	
<p><u>2 この条例による改正後の府中市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u></p>	
<p><u>3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第19項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第46項」とあるのは「若しくは第35項」とする。</u></p>	